

# 高浜市

## 介護保険事業計画・

## 高齢者保健福祉計画の

## 見直し(中間報告)



平成12年4月からの介護保険制度の発足後、11年9か月が経過し、現在の第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(計画期間平成21~23年度)の見直し時期を迎えています。この計画は、3か年の計画であり、3年ごとに見直し、保険料も3年間の保険料を決めることとなります。

そこで、平成24年4月からの今後3年間、高浜市が目指す介護保険を含めた、高齢者保健福祉計画を策定する必要がある、このたび、この計画の「中間報告」がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

### ① 総論

本計画(中間報告)は、介護保険審議会の検討を経て、決定したものです。

これは、介護保険法などの関係法令に基づいて、今後3年間の高浜市における高齢者保健福祉の基本的方向を示したもので、今後、中間報告に対する市民からの意見公募(いわゆるパブリックコメント)などを踏まえて、今年度末に最終決定されるものです。

基本理念を「みんなで作り、支える納得と安心」とし、高齢者を含めて市民全体で社会を支えていく方向を示しています。

### ② 高齢者および高齢者保健福祉施策の状況

第3期・第4期の介護保険サービス、介護予防等サービス、福祉サービスの利用状況について記載しています。

高浜市の高齢化率は、平成23年10月1日現在16.97%であり、国推計値より64ポイント程度低くなっています。

3年後の高浜市の高齢化率は、17.97%と推計され、現在より、1.00ポイントの上昇が見込まれます。

また、高浜市の高齢者像や認定者数、さらに日常生活圏域(小学校区)別の高齢者数・認定者数についても記載をしています。

見込まれます。

### ③ 3か年計画

今後3年間の取組みについて示しています。

ア. 介護保険対象サービスなどについて

高浜市においては、介護保険法の理念でもある「在宅介護重視」の立場から、ホームヘルプサービス、デイサービスなど、同法に基づく在宅サービスについては、すべてのサービスについて、引き続き国基準以上の水準の担保を目指すものとしています。

また、在宅での生活を支えるために地域密着型サービスとして平成24年度から新たに開始される定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に取り組みたいきます。

さらに、地域支援事業として、「いきいき向上高齢者」介護予防施策、介護予防一般高齢者施策、包括的支援・任意事業について記載しています。

これらにより、平成24年度から平成26年度までにおいて、高

浜市の第1号被保険者に係る介護保険料基準額は、現在のところ、5,355円と計算されます。

ただし、この額は平成23年12月19日現在における情報に基づき算定した保険料であり、国の施策などの状況により、今後変動の可能性ががあります。

これにより、個々の被保険者の方にご負担いただく額(月額)は、所得等に応じ、次のとおりとなります。

#### イ. 利用者本位の制度の確立

介護保険制度においては、これまでの行政の措置とは異なり、サービスの担い手と受け手が対等の立場になりました。

本人がサービスを選択し、契約し、利用する形式となったことから、このような利用を支援する必要があります。そこで、平成18年度より「地域包括支援センター」を設置し、相談事業・介護予防マネジメントなどの充実を図るとともに、地域やサービス事業所などとの連携の強化に努め、地域ケアを推進します。

また、高齢者の権利を擁護するシステムとして、虐待防止ネットワークの推進や成年後見制度の利用支援、介護相談員の派遣、苦情処理体制の整備を行います。